（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（被保険者証の再交付及び返還）	（被保険者証の再交付及び返還）
第十九条　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。	**第十九条**　被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出し、第二号に掲げる書類（当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。）を提示して、その再交付を申請しなければならない。
一　次に掲げる事項	一　次に掲げる事項
イ　氏名、生年月日及び住所	イ　氏名、性別、生年月日及び住所
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）
二　（略）	二　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）